

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年12月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2500368 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2500018 号

第1 結論

請求者のA社における令和5年3月23日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和5年3月23日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年3月23日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和55年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和5年3月23日

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の賞与の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の顧問税理士から提出された賃金台帳（写）、給与所得に対する源泉徴収簿（写）及び給与所得の源泉徴収票（写）、顧問税理士の回答並びに同社が社会保険事務を委託している社会保険労務士の回答により、請求者は、請求期間において、同社から2,880万円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法第24条の4第1項で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和5年3月23日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。